

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会

令和4年11月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200087 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200043 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 44 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年1月25日

② 令和2年1月24日

私は、A社から請求期間①及び②に年末年始手当が支払われたが、私の年金記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成31年及び令和2年の賃金台帳によると、同社から請求者に対し、請求期間①は8,000円、請求期間②は4,000円の年末年始手当が支払われていることが確認できるが、当該年末年始手当に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、令和3年2月1日に行われたB年金事務所の事業所臨場調査により、平成31年から令和3年までに従業員に支払った年末年始手当を賞与として届け出るようにとの指示を受け、当該期間の年末年始手当に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を令和3年3月2日に届出し、請求期間①の賞与支払届により請求者の年末年始手当は届出したが、請求期間②の賞与支払届の中には請求者の年末年始手当の届出が含まれていなかつたため、請求者に係る請求期間②の賞与支払届を令和4年4月25日に届出し、請求期間①に係る厚生年金保険料は令和3年9月24日及び同年10月25日に支払った給与から分割して控除し、請求期間②に係る厚生年金保険料は令和4年3月25日に支払った給与から控除した旨回答している。

厚生年金保険法第75条には、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されているところ、A社から提出された請求者に係る請求期間①及び②の賞与支払届によると、前述の同社の回答のとおり、請求期間①の受付年月日は令和3年3月2日、請求期間②の受付年月日は令和4年4月25日であることが確認でき、いずれも厚生年金保険料を徴収する権利が同法第92条第1項の規定により消滅した後であることから、オンライン記録では、既に、請求期間①及び②は保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳、給与所得の源泉徴収票、給与支給明細書及び振込先データ一覧表（請求者の預金口座に振込を行った記録）によると、前述の同社の回答のとおり、請求期間①及び②の賞与支払時において当該賞与に係る厚生年金保険料は控除されておらず、同社が請求期間①及び②の厚生年金保険料として控除したのは、賞与を支払った時点から2年を経過した後であり、控除の時点では、厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に基づき記録の訂正が行われるのは、同項に規定するとおり、事業主が「被保険者の負担すべき保険料を控除した事実がある」ことが前提であるが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後は、被保険者の厚生年金保険料の納付義務はなく、当該厚生年金保険料は「被保険者が負担すべき保険料」ではなくなっており、A社は請求期間①及び②の厚生年金保険料を控除したとするが、これは「被保険者の負担すべき保険料を控除した」ことにはならず、請求者の請求期間①及び②について保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に請求期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200089 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200044 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 51 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで

私は、A社にB業務担当として勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録がない。正社員として勤務しており、一部期間の給与支給明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役は、請求者に係る資料はなく、請求期間当時のこととは不明である旨陳述している上、同社の閉鎖事項全部証明書により請求期間において同社の代表取締役であった者（以下「元代表取締役」という。）は、氏名及び生年月日などが記載された資料（以下「氏名・生年月日等資料」という。）並びに請求者に係る労働者名簿以外の資料は保管期間が終了したため処分した旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険の届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認できない。

また、請求者から提出されたA社における平成 16 年 6 月分の給与支給明細書によると、同月分の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、請求者は、同社に勤務していた期間に係る当該給与支給明細書以外の給与支給明細書、源泉徴収票等の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者

記録が確認できた者のうち、所在が判明した者及び氏名・生年月日等資料に氏名が記載されている者でオンライン記録により同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない者のうち、所在が判明した者に対して文書照会を行ったところ、複数の者から請求者が同社において勤務していた旨回答があったが、請求者の具体的な勤務実態について回答している者はいないことから、請求者の勤務実態については確認できない。

加えて、前述のとおり、氏名・生年月日等資料に氏名が記載されている者で、オンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数いることから、請求期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200090 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200045 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 7 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 12 月 31 日まで A 事業所に B 職として継続して勤務しており、平成 7 年 4 月から同年 6 月までは厚生年金保険に加入し、同年 7 月からは C 共済組合に加入していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 6 月 30 日となっており、同年 6 月が空白となっているため、同年 7 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所は、請求期間当時の資料は保存期限経過のため廃棄しており、請求者の請求期間における勤務について不明である旨回答しているが、請求者から提出された同事業所の平成 7 年分給与所得の源泉徴収票によると、摘要欄に「H7.6.30 退職 A 事業所臨時分」と記載されていることから、請求者は請求期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記源泉徴収票の摘要欄には、「A 事業所臨時分として「社保 169,510 円」と記載されていることが確認できるところ、当該「169,510 円」は、オンライン記録により確認できる請求者の同事業所における標準報酬月額に基づく 2か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の被保険者負担分の合計額と一致することから、平成 7 年 4 月分及び同年 5 月分の厚生年金保険料及び健康保険料であり、請求者は請求期間に係る同年 6 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。